

学校生活の決まり

1. 登下校及び教育活動の際は学校指定の制服を着用する。

	制服	夏期制服（6月1日～9月30日）
上 衣	・ブレザー* ・以下の2種から選択 ワイシャツ+ネクタイ* ブラウス+蝶タイ*（ストライプ）	・ワイシャツ（ネクタイ着用可） ・ポロシャツ ・セーラーブラウス*+蝶タイ*（赤・グレー） （正装着用時は赤）
下 衣	・スラックス* ・スカート*+ソックス（紺無地・ワンポイント可） （正装着用時は紺無地のハイソックス・ワンポイント可）	

※ * がついているものは学校指定のものである。

※ワイシャツ・ブラウス・ポロシャツは白無地のものとする。

※移行期として、5月と10月に限り寒暖に応じて夏期制服の着用が可能。

※制服・夏期制服共に、寒暖に応じてセーター、ベスト、カーディガンの着用可。

（黒・紺・茶・白・灰・深緑色で単色）

※制服が適切に着用できない時は、願い出て許可を得ること。

2. 指定箇所に校章をつける。
3. 上履きは、本校指定（学年色）とする。
通学用の靴は革靴（平踵）や運動靴とする。
4. 染髪・脱色は禁止する。
5. 教育活動に不要なものや、高額なものは持ってこないこと。

禁止行為について

次の行為は絶対に禁ずる。違反した生徒には指導、措置等を行う。

1. 理由の如何にかかわらず暴力をふるうこと。
2. 度を越えた言動や、インターネット上での誹謗・中傷又は許可なく個人情報等を掲載すること。
3. 故意の器物破損、及びいたずら。
4. 定期考査及びそれに準ずる試験での不正行為。
5. オートバイ、自動車による通学。
6. 飲酒、喫煙等法律で禁止されている行為。
7. 人権侵害に関わる行為。
8. その他反社会的行為。